

第14回西和賀町議会定例会

令和7年3月6日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、議案第1号 西和賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日の会議よろしくお願いたします。ただいま上程になりました議案第1号 西和賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、本条例において引用している当該条項の表記を改めるものです。また、本条例において引用している法令について、条文の明確性を高めるために法令番号を付記する必要があることから、所要の改正をしようとするものです。

次に、附則についてであります。3ページを御覧ください。この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 今回の提案理由にありましたマイナンバー法の改定ということですが、これがどういった改定であったかということと、それから条例の改正によって、町民にはどういった影響があるものかということについてお願いします。

議長 町民課長。

町民課長 おはようございます。ただいまの質問についてお答えいたします。

まずは、背景ですけれども、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、各種法律の改正する中の一つとして、今言ったマイナンバー法と言われておりますけれども、その法律が改正になると。条例については、その引用部分を改正するというものなので、すけれども、法律のほうのどの部分が変わるかということですが、マイナンバーカードの情報をスマホに搭載してカードと同様に使用することを可能とした改正になります。手続は、基本的に希望する本人がスマホで行うこととなりますし、カード同様、本人確認のツールの一つとして使用可能となるものです。普及の度合いは、これからなので、まだ分かりません

けれども、利便性は向上すると思われま

す。条例改正は、引用部分の条ずれを正す改正です。町民への影響はないと認識しております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第2、議案第2号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。それでは、条例の内容について説明いたします。

今回の条例改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものでございます。

主な内容について説明いたします。3ページを御覧いただきたいと思っております。第8条の3第2項、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、これまで「3歳に満たない子」となっておりましたが、「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものでございます。

第4項についても、第2項の改正に合わせて改めるものでございます。

4ページを御覧いただきたいと思っております。第15条、介護休暇については、法改正により第17条の2の規定がされたことから、改正を行うものでございます。

5ページを御覧いただきたいと思っております。先ほど申し上げましたが、第17条の2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等及び6ページ、17条の3、勤務環境の整備に関する措置については新たに規定されたものでございまして、町は介護休暇の請求を行う職員の意向を確認するとともに、介護に関する相談体制の整備や情報提供、研修の実施など、勤務環境の整備について規定するものでございます。

その他、本条例において準拠している総務省通知の職員の勤務時間、休暇に関する条例案の用語等が改正されたため、整合を図るため改正をしております。

次に、附則についてであります。7ページを御覧ください。附則第1項では、施行の期日

を令和7年4月1日とし、附則第2項に経過措置として3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、改正後の西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求を行おうとする職員については、施行期日前においても、規則の定めるところにより当該請求を行うことができるものとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に移ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第3、議案第3号 西和賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 西和賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正をしようとするものです。

それでは、条例の改正内容について説明します。1ページ、第2条の2育児休業法第2条第1項の条例に定めるものから、5ページ、部分休業の承認、第18条第2項までは、本条例において準拠している総務省通知の職員の勤務時間、休暇に関する条例案の用語等が変更されたため、整合を図るため改正をしようとするものです。

第18条第3項は、法律改正により本条例において引用している当該条項の表記を改めるものです。

次に、附則についてであります。6ページを御覧ください。この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第3号 西和賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第4、議案第4号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

第6条、保育所等との連携については、2ページを御覧ください。保育内容支援及び代替保育に関わる連携協力に関する要件等の見直し事項を規定するものです。

また、4ページ、第16条、食事の提供の特例については、第1項第2号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設の卒業者は栄養士免許を取得しなくても管理栄養士国家資格の受験が可能になったことから、条文に管理栄養士を追加するものです。

5ページを御覧ください。制定附則第3条の連携施設に関する経過措置については、連携施設の確保をしないことができる期間を条例の施行日から起算して10年を15年に改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 西和賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第5号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

条例の改正内容は、先ほど議決いただいた議案第4号と同様に、2ページ、第42条の特定教育・保育施設等との連携について、保育内容支援及び代替保育に関わる連携協力に関する要件等の見直し事項を規定するものです。また、このことに伴い、1ページ、第37条では、第42条の引用条文を改めるものです。

4ページを御覧ください。制定附則第5条、連携施設に関する経過措置については、連携施設

設の確保をしないことができる期間を条例の施行日から起算して10年を15年に改めるものです。

次に、附則についてであります。5ページを御覧ください。この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 西和賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第6号 西和賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 西和賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1ページを御覧ください。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士国家試験の受験が可能になったことから、第153条第13項の指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所の従業員の規定に管理栄養士を追加するものです。

次に、附則についてであります。2ページを御覧ください。この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 西和賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

続いて、日程第7、議案第7号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町水道事業の安定的かつ持続的な経営に資するため、水道料金の改正について所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、改正内容について説明いたします。

1 ページを御覧ください。初めに、第17条、水道の使用中止、変更等の届出については、用途別料金から口径別料金への変更に伴い、第2号を削り、第21条、料金の支払い義務についてはメーター使用料を基本料金に含むものとしたことから、メーター使用料に係る部分を削るものでございます。

第22条、料金については、料金形態の変更に伴い、別表第1の基本料金及び従量料金の合計額に改めるものです。

続いて、2 ページも併せて御覧ください。第24条については、同様の理由で見出しの用途に係る部分と、第2号を削り、第25条も同様に改正するものです。

別表第1については、水道料金とメーター使用料から成る料金形態を基本料金と従量料金の合計額に改めるもので、付記については一般用と臨時用の区分について説明内容を整理したものです。

次に、附則についてであります。3 ページを御覧ください。附則第1項では、施行期日を

令和7年7月1日とし、附則第2項に経過措置として施行日前の料金算定については改正前の条例によるものと定めるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

唐仁原俊博君。

6番 今年の1月に、町の水道事業経営と、それから水道料金の改定について住民説明会が開催されていきました。それから、パブリックコメントも実施されたかと思えます。説明会にどのぐらいの参加があったかというのと、どういう意見があったか、それからパブリックコメントについても同様に意見が寄せられた数、どういった内容があったかというのを教えていただければと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 住民説明会の状況につきましては、3月1日号の広報にて皆さんにお知らせしているところでもございました。Q&A形式におきまして、どのような質問があったかなどについての回答などを載せているところでもございます。町内6会場で、日中と夜間と併せて行ったわけでもございますが、参加人数の詳細はちょっと今手元に持ってきておりませんでしたけれども、あまり多くない状況でもございました。

一方で、ご意見等を含めましては、反対的な意見というのはあまりなくて、逆に水道事業の心配をなさっていただけている方々のほうが多かったなという捉え方をさせていただいております。また、パブリックコメントにおきましても、1月から2月にかけて実施しましたが、意見については特段ありませんでした。そういったことを踏まえまして、今回の条例改正をお願いしているところでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第8号 西和賀町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号 西和賀町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の制定に伴い、所要の改正をしようとするものです。

1ページ、第3条の布設工事監督者及び4ページ、第4条の水道技術管理者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところですが、資格要件に下水道事業等に関する実務経験を含める等の改正を行おうとするものです。また、水道事業管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっているこ

とから、学歴及び学科要件における土木工学科(土木科)以外の課程の追加や技術上の実務経験年数の見直しを行うものです。

次に、附則についてであります、7ページを御覧ください。この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 西和賀町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第9、議案第9号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第9号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の執行が最終段階となり不足が見込まれるものや、事業完了見

込みに伴う額の調整、国の補正予算に伴う事業の追加、地方交付税の確定など、決算に向けて調整を必要とするものについて所要の予算措置を行うものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,586万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,430万9,000円とし、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費は15事業で2億5,772万3,000円、債務負担行為の補正は1事業を追加し、限度額を477万5,000円とするものであります。また、地方債の補正は、4事業を追加、限度額を3,420万円とし、15事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

主な補正予算の内容は、歳出では退職手当組合特別負担金1,344万1,000円、庁舎等整備基金積立金5,000万円、減債基金積立金4,668万6,000円、がんばる西和賀応援基金1,001万1,000円、ふるさと納税推奨事業1,475万9,000円、空き家等対策事業1,901万9,000円、稲発酵粗飼料生産体制整備事業3,445万4,000円、機構集積協力金交付事業1,197万4,000円、道路除雪総務費7,052万円、道路除雪車両管理費1,154万3,000円、小学校施設管理費1,260万5,000円、中学校施設管理費1,844万7,000円をそれぞれ増額し、地域おこし協力隊招聘事業（4分野）2,012万円、予防接種事業1,611万7,000円、多面的機能支払事業2,939万8,000円、トンネル改修事業1,722万円をそれぞれ減額したほか、各種事業の完了見込みにより所要の調整を行ったものであります。

一方、歳入では、地方特例交付金1,236万6,000円、普通交付税1億5,885万2,000円、特別交付税1,758万4,000円、農地中間管理事業等促進関連事業費1,197万4,000円、がんばる西和賀応援寄附金2,000万円、農業みらいづくり基金繰入金3,445万4,000円をそれぞれ増額し、道路橋りょう費補助金1,418万9,000円、財政調整基金繰入金1,056万9,000円、町債2,710万円を

それぞれ減額したほか、各種事業の完了見込み等による調整を行ったものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。22ページを御覧ください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、年度末までの給料、職員手当等及び共済費の見込額を精査し、予算の調整を行うものです。また、各事業における減額は、事業費や負担金等の確定により減額調整を行うものです。

それでは、主な補正内容について説明いたします。2款1項1目一般管理費、職員人件費（総務課）、3節職員手当等、退職手当組合特別負担金1,344万1,000円の増額は、本年度退職する職員の退職手当に係る特別負担金を計上するものです。

23ページを御覧ください。5目財産管理費、基金造成事業は、普通交付税等の確定及び各事務事業等の事業費が確定したことにより、庁舎等整備基金積立金5,000万円、24ページ、減債基金積立金4,668万6,000円、がんばる西和賀応援基金積立金1,001万1,000円を増額するものです。

25ページを御覧ください。6目企画費、ふるさと納税推奨事業については、歳入のがんばる西和賀応援寄附金の増額が見込まれることから、ふるさと納税推進業務委託料など関連する費用1,475万6,000円を増額するものです。

まち・ひと・しごと創生総合対策事業については、複合施設整備基本構想・基本計画策定業務委託料1,100万円の増額及び地域おこし協力隊運営業務委託料520万円の減額が主なものです。

空き家等対策事業1,901万9,000円の増額は、

特定空家の解体工事を行うものです。

8目自治振興費、地域づくり推進事業については、各地域づくり組織における自治活動に要する経費等の確定により、地域づくり組織一括交付金236万7,000円を減額するものです。

28ページを御覧ください。3款1項2目高齢者福祉費、老人ホーム措置委託料150万円の減額は、施設入所者が減少したことに伴うものです。

地域おこし協力隊招聘事業467万2,000円の減額は、福祉分野で地域おこし協力隊員1名の募集をしたところですが、応募がなかったため、減額を行うものです。

29ページを御覧ください。3目障害者福祉費、障害者自立支援給付事業については、給付金に不足が見込まれることから474万2,000円を増額するものです。

2項1目児童福祉総務費、保育委託事業625万7,000円を増額は、年度途中の入所分及び公定価格の改定に伴い保育所措置委託料を調整するものです。

32ページを御覧ください。4款1項2目予防費、予防接種事業1,611万7,000円の減額及びがん検診等委託事業210万1,000円の減額は、それぞれ事業実績に合わせて調整するものです。

33ページを御覧ください。3目環境衛生費、にしわが斎苑管理運営費128万7,000円を増額は、主燃炉、再燃炉のセラミックコーティングなどを行うものです。

6目健康づくり推進費、一日人間ドック事業250万円の減額は、事業実績に合わせ調整するものです。

2項清掃費1,112万2,000円の減額の主なものは、岩手中部広域行政組合負担金及び北上地区広域行政組合分賦金の確定によるものです。

34ページを御覧ください。6款1項3目農業振興費、地域おこし協力隊招聘事業284万8,000円の減額は、農業分野への応募がなかったため、地域おこし協力隊員1名分を減額する

ものです。

稲発酵粗飼料生産体制整備事業3,445万4,000円を増額は、ホールクローブ収穫機及びホイールローダーの購入に対し補助を行うものです。

35ページを御覧ください。機構集積協力金交付事業1,197万4,000円を増額は、農地集積を実施した農地の担い手に対して集積実績に応じて協力金等を交付するものです。

5目農地費については、県営事業、中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払い事業の事業費確定により、負担金、補助金合わせて5,120万1,000円を減額するものです。

36ページを御覧ください。2項2目林業振興費、民有林整備促進事業327万7,000円の減額は、地域林政アドバイザーに係る人件費の減額が主なものです。

38ページを御覧ください。7款1項3目観光費、観光協会助成事業147万6,000円の減額は、西和賀町観光協会補助金の精査によるものです。

地域おこし協力隊招聘事業724万9,000円の減額は、観光分野で地域おこし協力隊員2名の募集をしたところですが、1名の採用となったことから、1名分を減額するものです。

39ページを御覧ください。川をいかしたまちづくり事業490万4,000円の減額の主なものは、事業内容の再検討によりやな場設置を取りやめたことによるものです。

40ページを御覧ください。8款2項2目道路維持費2,070万6,000円の減額の主なものは、道路環境整備事業、41ページ、道路施設点検事業及びトンネル改修事業の事業費の確定に伴うものです。

3目道路除雪費、道路除雪総務費7,052万円の増額及び42ページ、道路除雪車両管理費1,154万3,000円を増額は、今期の降雪状況並びに除排雪に係る費用の執行状況を踏まえ、今後必要となる費用について精査を行ったものです。

地域おこし協力隊招聘事業535万1,000円の減額は、道路除雪業務で地域おこし協力隊員1名の募集をしたところですが、応募がなかったため減額を行うものです。

43ページを御覧ください。5目橋りょう費、橋梁改修事業160万8,000円の減額及び44ページ、5項1目住宅管理費、公営住宅改善事業426万3,000円の減額は、それぞれ事業費の確定によるものです。

45ページを御覧ください。9款1項4目防災対策費、全国瞬時警報システム（Jアラート）改修事業については、事業費の確定により209万円を減額するものです。

46ページを御覧ください。10款2項1目学校管理費、小学校施設管理費1,260万5,000円の増額は、国の補正予算に伴い特別教室エアコン設置工事を行うものです。

48ページを御覧ください。3項1目学校管理費、中学校施設管理費1,844万7,000円の増額は、国の補正予算に伴い特別教室エアコン設置工事及び体育館トイレ改修工事を行うものです。

50ページを御覧ください。4項2目公民館費、旧公民館管理費634万7,000円の減額は、旧公民館解体工事及びゆだ高原駅合築施設建築工事負担金の事業費確定による減額が主なものです。

次に、歳入ですが、16ページを御覧ください。1款1項町民税は、個人の所得の伸び等により540万円を増額するものです。

4項町たばこ税は、たばこの小売本数が減少したことなどにより195万5,000円を減額するものです。

11款1項地方特例交付金は、町民税の定額減税に伴う減収分の交付などにより1,236万6,000円を増額するものです。

12款1項地方交付税1億7,643万6,000円の増額は、普通交付税及び特別交付税の交付実績に合わせ計上を行うものです。

14款1項1目農林水産業費分担金232万3,000円の減額は、下前地区の県営水利施設等

保全高度化事業の県事業費の確定によるものです。

2項6目1節土木管理費負担金481万円の増額は、公益財団法人岩手県土木技術振興協会への職員派遣に伴う人件費負担金であります。

17ページを御覧ください。15款2項2目2節清掃費手数料は、し尿くみ取り実績に基づき、今後の収納見込みを精査し、100万円を減額するものです。

16款1項1目民生費国庫負担金143万8,000円の減額は、各事業の事業費の確定によるものです。

2項1目総務費国庫補助金は、特定空家解体工事の財源として空き家対策総合支援事業費759万円を見込むものです。

4目、土木費国庫補助金については、橋梁改修事業費ほか各事業の事業費確定に伴い760万6,000円を減額するものです。

5目教育費国庫補助金については、小学校及び中学校の施設管理費の財源として、学校施設環境改善交付金を小中学校合わせて990万6,000円を増額するものです。

18ページを御覧ください。17款県支出金のうち、2項4目、農地中間管理事業等促進関連事業費1,197万4,000円は、歳出で説明した機構集積協力金交付事業の財源として増額するものです。

このほかの1項県負担金から19ページ、3項委託金までは、それぞれの事業実績等に合わせ調整するものです。

18款2項2目物品売払収入484万8,000円の増額は、公用車公売による売払収入であります。

19款1項1目2節ふるさと納税については、がんばる西和賀応援寄附金の寄附額の実績を踏まえ、今後の寄附額の見込みを精査し2,000万円を増額するものです。

20ページを御覧ください。20款1項1目基金繰入金については、普通交付税額等の確定に伴い、財政調整基金からの繰入金1,056万9,000円

の減額及び稲発酵粗飼料生産体制整備事業の財源として、農業みらいづくり基金から3,445万4,000円の繰入れの増額を行うものです。

22款4項1目雑入については、建物災害共済金348万9,000円の増額、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金913万円の減額が主なものです。

23款町債については、各事業の事業完了、事業実績等に合わせ、調整を行うものです。

6ページ、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費になります。翌年度への繰越事業を15事業とし、翌年度への繰越額の合計を2億5,772万3,000円とするものです。繰越使用を必要とする理由は、56ページから58ページに記載の令和6年度繰越明許費繰越見積調書のとおりでありますので、後ほどご確認をいただきたいと思ひます。

8ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正は、令和6年度中小企業振興資金融資に伴う利子補給事業を追加するもので、期間は令和7年度から令和17年度までとし、限度額を477万5,000円とするものです。

9ページから13ページまでは、第4表、地方債補正になります。追加が4事業、限度額を3,420万円とし、変更が15件で、変更内容については各事業の精査により限度額の調整を行うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 よろしくお祈ひします。まず最初に、一

般会計のP25、拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務委託料については、まず326万7,000円の減額、それに対して複合拠点施設、以下同様の業務委託料で1,100万円が増額になっておりますけれども、業務委託の内容、それから今回補正になった理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、4款の衛生費に入ります。32ページ、予防接種事業の委託料が1,591万7,000円の減額で、私当初予算のほうを見たところ1,359万7,000円というふうに見たのですけれども、当初予算よりも減額が大きいようで、私の見間違いであるのか、あるいは途中一度補正がかかった上でこういう金額になったのか、いずれにしてもかなり大きな金額の減額補正になっているということで、その点。

加えて、次、同じく32ページのがん検診事業も210万1,000円の減額、これが当初でいくと860万ほどの当初予算、それから32ページの人間ドックについては250万の減額で、当初が928万円の予算ということで、それぞれの予防検診関係ですけれども、過去実績と目標設定について、この差額が出てきたことについてお伺ひします。

続いて、6款の農林ですけれども、37ページ、多面的機能支払交付金が2,939万8,000円の減額で、当初予算、私が見たところでは1億2,447万7,000円ということでしたけれども、これもかなり大きな金額の減額になっておりますので、理由をお聞かせいただきたい。

7款商工、38ページ、西和賀町観光協会の補助金について、147万6,000円の減額ですけれども、先ほど精査した結果だということでしたけれども、精査内容をお知らせいただきたい。

8款の土木費、44ページ、町営川舟団地改修工事が当初予算が4,551万8,000円に対して416万2,000円の減額でしたけれども、当初の予定との違いがどのようにになっているか、お聞かせいただきたい。

続いて、10款教育費で47ページの小学校管理

での工事請負費、エアコンと地下タンクということになっていましたけれども、1,278万2,000円、そして48ページの中学校で同じく工事請負費が1,868万7,000円の増額となっております。これは、国の交付決定等があったということですが、かなり大きな金額で、地域の実情とこのエアコンが見合ったものなのかということを含めて伺いたいと思います。

以上です。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

25ページの拠点施設整備基本構想・基本計画策定支援業務委託料326万7,000円の減額、それから新たに複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務委託料1,100万円の増額につきましてご説明いたします。まず、減額した拠点施設整備基本構想・基本計画策定支援業務委託料ですが、こちらは12月の補正予算で計上させていただいたものであります。12月補正予算を編成した時点では、拠点施設単独での整備を目指して、かつ年度内に業務が完了できる範囲での予算措置をしたところでありました。その後、拠点施設整備のあり方などについて再検討を行わなければならない事情が発生したことから、所要の調整を図り、商業施設などの併設による相乗効果に期待が持てる複合拠点施設として整備する方針が固まったことから、今回所要の予算措置をお願いするものでございます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは、38ページの観光協会補助金147万6,000円の減額についてでございます。こちらにつきましては、令和5年度の協会の決算のほうも確認したところ、まず補助金額よりも支出のほうが増えているとか、少なかったという結果がございました。繰越額が大きくなっているということがまず分かり、内容を確認したところ、中身としては人件費1人分の職員が減少していたという部分であったりとか、あとは事業としては着地型

の観光商品の、そういう造成事業という部分についても計画よりも少ない実施に終わったというようなところからの精算による減額を6年度に補助金から減額させていただくという対応をしたものです。

以上です。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、ちょっと順番ではないのですが、8款の減額についてお話をさせていただきます。

ページ数、44ページでございます。8款5項1目住宅管理費の中の工事請負費416万2,000円の減額の理由ということでございます。内容としては、町営川舟団地改修工事と川舟団地特定公共住宅の改修工事、2件の工事に関わる減ということになります。住宅改修につきましては、長期の住宅の改修事業に伴って、年次ごとに進めてきているところでございますが、いずれ当初設計、当初積算に比べての入札残、もしくは工事終了後の残に伴い変更契約をしておりますので、そういった部分で執行残が出たということでございます。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私からは、47ページ、48ページの小中学校のエアコンの特別教室設置工事についてお答えしたいと思います。

こちらのほうは、学校施設環境整備交付金を活用して小中学校の特別教室にエアコンを設置するというので、補助率3分の1、残り起債をとという形になります。特別教室ということで、図書室、家庭科室、理科室、音楽室等に設置するということになります。普通教室については、もう既に設置済みということになります。状況的には、西和賀といえども、近年猛暑がという状況でありまして、子供たちの環境整備のために、やっぱり特別教室のほうにも設置を望む声が多いというところでした。今回、国のほうの交付金を活用して特別教室のほうにも設置したいという内容になります。

以上です。

議長 農林課長。

農林課長 ご質問ありがとうございます。6款1項5目農地費のページで35ページ、下から4番目の多面的機能支払交付金2,939万8,000円の減額についてでございますけれども、こちらについては町内の全ての組合の事業が終わって、その残額というか、確定したことによるものと、あとは当初計画で長寿命化計画の部分について計画として上げたものが、国の予算の都合で減額になったということも影響しているということで担当のほうからは伺っております。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 健康福祉課からは、32ページにあります4款の2目予防費の予防接種事業、それからがん検診委託事業、そして33ページの一日人間ドック事業についてのご質問についてお答えしたいと思います。

まず、予防接種事業につきましては、当初予算の計上した額につきましては、先ほど議員がおっしゃった1,400万ほどの事業になっております。その後、9月補正と12月補正をして増額をしております、現在の金額が3,400万ほど予算計上しているような状況になります。当初につきましては、今回新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、健康福祉課としては高齢者のインフルエンザワクチンの予防接種が、65歳以上の接種率が約4割でしたので、当初予算では4割計上させていただいたところなんです。その後、国のほうから予防接種の助成金として8,300円、助成金入ってくるのですけれども、そちらのほうからの指示で昨年度の接種率並みに予算を計上してほしいというふうなお話がありましたので、9月補正の際に、西和賀町のコロナのワクチン接種の接種率が約7割でしたので、差額分の3割ほどを9月で補正させていただいたところなんです。

そのほか12月なのでございますけれども、新型コロナ

ウイルスのワクチン接種の返還金としまして300万ちょっとの予算を増額補正をしているところになります。

今回、予防接種の減額の1,600万程度の減額についてお答えしたいと思います。こちらの予防接種に関しましては、お子様に対する予防接種、それから子宮頸がんの関係の接種、そして高齢者のインフルエンザワクチン、そして新型コロナのワクチンの予防接種のそれぞれの委託料であったり、扶助費などの助成額について計上しておりますが、おおむね接種の見込みが大体ついてきたことによりまして減額をするものになります。一番大きいところだと、やはり新型コロナウイルスのワクチン接種の接種率が低い状況にあるということで、そちらについて、まず大きく減額をしておりますし、そして子宮頸がんワクチンにつきましても、まず何回かに分けて対象者の方にはご案内はしているところですが、キャッチアップということで年齢が、接種期間中に受けられなかった方々が結構おりましたので、その分の予算を確保させていただいたので、ちょっと多めに予算を置いていたということもありまして、その分についてもかなり減額をしているところになります。

そして、続きまして、あとがん検診等の委託事業についてに関しましては、基本的にはその年度の対象者がおおむね受けられるというところの人数を把握しております。それから、あと前年度並みの検診の率ということもあります。

そして、乳がん検診と子宮頸がん検診につきましては、2年に1回の検診になりますので、そちらについては2年に1回の接種の対象の方を算定をして、その前々年度の実績を踏まえながら、当初予算は計上しております。一応見ているはございますけれども、おおむねぎりぎりの予算を確保というわけではなくて、少し多めに予算計上しているところもありますので、そちらについて当初予算では計上し、あとはがん検診、おおむね実績が出てきておりますので、その分減

額補正をしているところになります。

そして、一日人間ドック事業につきましては、当初予算では300人程度の予算を計上しております。まず2月でおおむね一日人間ドック事業終了しますので、そちらの対象が200人弱になりましたので、そちらについての減額をしているところになります。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。では、順に確認していきたいと思っておりますけれども、まず拠点施設関係についてですけれども、これまでも名称が異なるかもしれませんが、実態としては道の駅というようなことでの調査事業などが過去に行われてきたように認識しておりますけれども、そういう委託事業の積み上げ成果を踏まえた形で、きちんと今回の策定事業に結びついているものかどうかというのを伺います。

それから、衛生費の関係で予防接種事業でございますけれども、ポストコロナということでかなり変動、国の計上指示があったということ等々は理解しましたが、やはりかなり金額の大きな違いになっておりますので、そのところをもうちょっと精査が必要ではないかなと思っておりますが、その確認、そして下の健診、人間ドックについては、目標を目指すというところについての実際実施に向けての呼びかけ等々が十分なされていたかどうかの確認をさせていただきたいと思っております。

続いて、農林関係でございますけれども、ある程度の理由は説明されましたが、昨年の実績と比べて多面的機能に対する支払いが実際減っているのかなのかというような部分でちょっと理解が私先ほどではできなかったもので、伺いたいと思っております。

それから、観光についてはなかなか、やらなければならない観光の仕事はたくさんあったかと思うのですが、ちょっとそこで実際の決算として減になったということは、特にも観

光協会はたしか町のほうからも人の派遣等がある中で実施していたかと思っておりますけれども、その進行の確認等は十分なされていたのかということをお伺いします。

あとは、川舟団地については、実際施工済みでということですので、繰延べとか、そういうところで取り残しがないのかということを一応念のために確認、改修については十分、当初の予定どおり年度内になされたのですねという確認をさせていただきたいと思っております。

それから、教育の関係についてで言うと、私の印象としては、地域の実情でいくと冷と暖の機能の比率、もともとと特別教室等は暖房の施設は当然あったかと思っておりますので、そういうことを踏まえて、国の仕組みということで、なかなか手続難しいかとは思っておりますけれども、先ほども言いましたように、地域の実情、実態と即した実施がされているのかというのをもう一度確認させていただきたいと思っております。

以上です。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 25ページの複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務委託料に関してのご質問にお答えいたします。

たしか令和4年度に道の駅の移転関係の調査業務でこういった業務委託料として業務委託を実施してございます。今回の複合拠点施設というのは、その際の検討からまた再検討ということで、直接はそのときの業務委託に基づいたものではございません。改めて、方針が変わりましたので、新規の複合拠点施設整備として今回業務委託料をお願いするものでございます。

議長 真嶋さん、先ほどの質問で確認すると言っていましたけれども、確認というのは各課のほうで精査した中でこれが必要だということで、この補正で修正なりやっているわけで、先ほど、例えば農林課の部分についても、多面的ななかについては見込みでやるのですけれども、県のほうで補助金が確定すると減額になるのです。

そうなるために、こういうことが出てくるので、確認という質問はちょっとまずいなと思いますので、担当課のほうで答えられる部分で答えるしかないと思いますけれども、全て確認した上で出しているはずなので、それについてはご理解ください。

次に、観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

観光協会の補助金の方ですけれども、事業につきましては、おおむね計画どおりに実施されたものと思いますが、職員を採用できなかった期間というのがございましたので、その分が減額という部分になっている大きな要因となります。

以上です。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 住宅改修について、年度内の完了が予定どおり進んでいるかというようなことでございます。全て工事は終わっておりまして、支払いも完了しております。住宅にかかわらず、道路、橋梁、トンネル等々、様々な改修工事を現在行っておりますけれども、当初予算について国庫補助金等、決定、内示があったものについて補正の中で補助金の歳入と起債の関係も調整をさせていただきながら、入札残や出来高に応じて契約変更を行いますので、最終的な金額に応じて歳出予算と、さらに歳入についても調整をさせていただいておるのが、この3月議会において提案をさせていただいている内容でございます。

議長 農林課長。

農林課長 多面的機能支払交付金の前年度との違いとなりますけれども、今年度から新しい取組が始まっておりまして、中身もちょっと変わっておりますので、令和5年度に比べると6年度は下がっているというような状況でございます。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 予防接種事業につきましては、一

番は確かにコロナの予防接種の接種率が思うように進まなかったということでありまして、金額についてもまず実績見込みを確認しながら精査をして、減額をしたところになります。

そして、あと一日人間ドック事業につきましては、保健委員を通じて、例年2月に保健委員の会議を実施しまして、個々に皆さんにお手紙を差し上げながら、一日人間ドックの周知をしているところになります。年々人口減少とともに、社会保険に加入されていて検診を職場で受けている方も確かに多くなってきているということもありますので、一日人間ドックの実施の人数は、若干ずつですが、減ってきているところですので。そういうところも踏まえまして、年齢の拡大を今年度検討しまして、来年度は65歳から70歳まで引き上げて実施を考えているところですし、引き続き周知については図ってまいりたいと考えております。

議長 学務課長。

学務課長 特別教室のエアコン設置についてお答えいたします。

先ほど説明部分と重なってしまうところありますけれども、当然特別教室も暖房設備はあります。ただ、やはり図書室とか家庭科室とか理科室とか音楽室、当然活動も多い教室になります。今の西和賀の状況も暑さが増してきているという状況で、授業のためにエアコンを設置して、子供たちのためにということで行いたい事業になります。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 ありがとうございます。今までの2問で上げなかった点ですけれども、3問目ということで、もう一つ、25ページから幾つかのページでまたがっている部分ですけれども、地域おこし協力隊の運營業務委託について、幾つかの会計勘定のところで減額になっておりまして、一番最初の町長の説明では2,000万ぐらい、二千……ちょっと正確な数字はあれですが、全体

での減額数字もご紹介いただいていたのですけれども、私としては地域おこし協力隊の全体の事業としてももう少し実態が分かるような、当初トータルで何人を予定していたのが結局何人が配属になったとか、本当であればそれぞれのどの部門でどうなっていたかというのが一目して分かるような説明いただければいいのですけれども、ちょっとそこまでは難しいかもしれませんが、今お聞きできる場所としては総体として何人を予定していたところが何人になって、当初の予定が幾らだったのが幾ら減額になったのかというようなところで教えていただきたいと思います。

議長　ちなみに、3回目になりますので、この次はなしで。

企画財政課長。

企画財政課長　冒頭で私のほうからは、提案理由の中で触れさせていただきましたが、全体で何人募集したのに対して何人応募があって、何人分の予算を減額したという、今資料ちょっと手元に用意してございませんので、できれば会期中に資料提供させていただきたいと思います。申し訳ございません。

議長　高橋宏君。

8番　私から3点です。私も25ページの複合拠点施設の基本構想についてですけれども、委託の内容に場所についての検討も含まれているのか。

続いて、34ページ、稲発酵粗飼料生産体制整備について、これ歳入のほうで、農業みらいづくり基金を使用してということだと思っておりますけれども、昨年9月決算のときに農業みらいづくり基金の使用について質問したところ、まだ具体的な検討はないということだったのですけれども、どのような経緯で今回この補正になったのか、機械を買うということだったのですけれども、委託管理をどこに持っていくのかという点です。

あと、39ページの川をいかしたまちづくりで、

やな場の設置を取りやめたということだったのですけれども、当初予算でも、私、鮎を想定したやな場ということだったのですけれども、カワウがいて、もうほとんど鮎がいないのではないかという話をいたしました。当然そういうことでの設置断念だと思っておりますけれども、当初から設置に向けてどのような対策を取られたのかについてお伺いいたします。

議長　企画財政課長。

企画財政課長　25ページの複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務につきましてお答えいたします。

この業務の中に、場所の選定等含まれるのかというご質問でございましたが、当然基本構想の中で、そういった整備箇所の選定を行うことになるものと思っております。町とすれば、候補地がございませけれども、候補地の根拠となる、裏づけとなる妥当性、合理性等々、整理していただくことになるかと思っております。

議長　農林課長。

農林課長　ありがとうございます。34ページの稲発酵粗飼料生産体制整備事業のことについてお答えをしたいと思います。

まず、農業みらいづくり基金を活用することになるのですけれども、昨年の答弁の際には、使い道については特にまだ考えていないというような答弁をしております。その後、いろいろな経緯がございまして、これを使った活動をしていきたいというふうに考えているわけですが、ちなみに西和賀町稲発酵粗飼料研究会に対してホールクロップサイレージ、これの専用コンバイン等の導入に対しての補助となります。研究会の設立の経緯と目的についてですけれども、WCS、ホールクロップサイレージの町内の栽培につきましては、平成23年度から始まりまして、徐々に面積を増やし、平成29年度から令和3年度まで50ヘクタール前後で推移してきております。また、水張り5年問題もありまして、令和4年度67ヘクタール、5年度78へ

クター、6年度101ヘクターと面積が増加しております。

しかしながら、栽培管理や販売先、作業機械の高騰等の問題が多くて、決して生産性が高い状況ではありませんでした。このことによりまして、令和4年度より全農県本部及び県の農業改良普及西和賀サブセンターの協力もあり、本町の経営体が令和4年度から令和6年度までの3年間、実証実験を行って、品種による栄養価の調査、刈取り適期の調査等、作物の作業分散等の検証を実施してきております。

一方、輸入飼料の高騰や価格低迷により畜産農家の経営が年々厳しくなり、自給飼料対策が大きな課題となっております。また、YUDAミルクが酪農経営を開始しており、将来的に500頭規模の経営を目指すことを明示しており、飼料対策としてWCS用苗の活用も柱の一つとしております。

こうしたことから、耕畜経営体の連携によるWCS用苗の栽培体系を確立することにより、水田活用の効率化と農業所得の向上を目指して、新たに西和賀町稲発酵粗飼料研究会、こちらを立ち上げ、調査研究を行うこととなったものでございます。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私は、39ページの川をいかしたまちづくり事業の減額についてお答えいたします。

こちらにつきましては、議員からもご指摘がありましたけれども、まず6年度の予算につきましては、かわまちづくり計画を策定した際の予算額という部分を基に措置をしたということでしたけれども、6年度においてかわまちづくり協議会という中で、そういうふうなやな場の話をした中で、メンバーにいる漁業関係者の方もいるのですが、その中からも実際この額では到底やな場の設置というのはできるものではないというような意見も出されたところ

がございます。候補地の調査なども行った中で、そういうふうな発言もございまして、基本としてかわまちづくり事業については当初の計画額を超えない、その中で最小限で最大の効果というようなところを目指してやってきている事業でございますので、そこからまだ話合いが進んでこなかったというのが実情でございます。そのようなことから、6年度予算を減額させていただくというふうなことでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 複合拠点施設については了解しました。

稲発酵粗飼料についてですけれども、ホールクロップの生産が増えてきて、町内には2台しか専用機械がないので、これを町として購入するという自体には私も賛成ですし、ありがたいと思っておりますけれども、今ある機械、今回の予算ではローダーも含めて1台ということだと思うのですけれども、今ある2台も非常に老朽化しておりますので、1台だけの購入となりますと、結局その更新に充てられただけで、この面積対応に本当にしていけるものかという点と、あとは当初予算ではなく今補正に出したのはどういうことなのかという点。

あと、川をいかしたまちづくりのやな場については、先ほど言いましたように、鮎がそもそもいないということではなかったのか。もし、だとすると、私はカワウ対策をこれから取るというか、そういう対策も取ったけれども、やはりやな場はできなかったということなのか。今の説明ですと、そもそもこの金額では無理というような話もあったのですけれども、カワウについての対策というのはまた別なことなのか、その点についてお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 ご質問にお答えしたいと思います。

機械の関係ですけれども、現在町内の事業体の機械が古くなると、その代替ではないのかということだと思うのですけれども、町内にお

いて機械が不足しているというのは確かにその状況でございます。このことから、今回機械導入について町が協力をしたいということになります。

あと、研究会が目的としているWCS用苗の栽培調査研究及び機械作業の効率化等の検証を目的とした活動には、特に影響はないものと捉えております。

町内事業者が所有の機械についてですが、確かに古くはなっているのですが、現在使えないというわけではないというような状況にございました。

あと、当初ではなくて3月補正予算のほうに上げた理由ということなのですが、来年度、令和7年の今年の8月のホールクロップサイレージ、WCSの刈取りに間に合うように導入することを目的としているということです。機械の導入には、どうしても時間が必要ですので、少しでも早い時期の実施のために、3月補正予算に計上させていただいたということでございます。

あと、そのほかにこの時期になった理由ですが、当初県の補助事業等も考えて、県ともいろいろやり取りをしておりましたけれども、なかなか県の事業を使うとなると調査研究というよりはもう規模拡大で、とにかく面積をこなすというような話になってしまって、なかなか採択が難しいということがどうしてもありました。その話もしておりましたし、あとは西和賀町稲発酵粗飼料研究会の体制づくり、こちらも今年度行っていたということもあって、なかなかやっぱり時間を要してしまって、この時期になったということでございます。いずれ調査研究を重ねて、体制が出来上がってくれば、今度は補助事業等を使って規模拡大を目指していくというような形となります。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

鮎がいるかないかの調査という部分ですが、まず当課といたしましては鮎が放流されているという部分については把握しておりまして、いずれ適地というか候補地の部分で、実際に捕れるかどうかというのは、それは確かに調査を試みるという必要性が実施の段階ではあるのだと思います。ただ、今回それ以前の話といたしまして、適地において鮎のやな場を設置するようになった場合には、やっぱり多額の費用がかかるというような部分の発言があったものですから、まずそこでの判断が先になったというようなところはございます。計画を吟味して進めるべきであったというふうに反省はしているところでございます。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 やな場についてですが、当初説明されたときには、400万というのは結局、毎年、当然雪が多いですから、設置して撤去、設置して撤去のための予算ということと理解しているのですが、その方針については変わらずやっていくということなのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 その方針というものにつきましても、実際維持管理というような面でどれだけかかっていくのかとか、そういうやり方が本当に効果的なのかという部分についても、実際のところを本当に吟味して検討してきたというような部分がなく、当初の計画で予算を措置したというような反省に基づいておりますので、まずは一度白紙に戻させていただいてということでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 51ページの公民館費のことで1点伺っておきます。

工事請負費の減額、この詳細と、それから加えてゆだ高原駅の減築工事の内容と総額、分かればお願いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、公民館費の工事請負費減額の内容と補助金の減額の内容、詳細につきましてお答えしたいと思います。

工事請負費460万円の減額の内容でございますけれども、まず4館の解体ということで、草井沢公民館と下左草公民館、本屋敷公民館と鷺之巣公民館、この4館の解体の残額、工事残、執行残が19万8,000円、それから湯の沢公民館の解体予定しておりました。これ結局予算が足りなくてできなかったのですけれども、それが565万6,200円を予算として予定していたもの、それからアスベストの検査料として執行残が17万6,000円あるということでございます。そして、新たにということでございますけれども、工事をする過程でアスベストの処理料が発生をしたというものがあまして、これの総額が133万5,400円となっております。4款の工事費の執行残と湯の沢公民館解体の予算残、アスベストの検査料の執行残から新たに発生したアスベスト処理料、これを減額をしたものの残りが469万4,800円となっております、そのうちの469万円を減額するというものが内容でございます。

続きまして、ゆだ駅前の公民館の減築でございますけれども、JRの所有する部分と、それから公民館の部分の合築になっておりますけれども、公民館部分に関して解体をするということでございまして、金額として確定したものが1,768万8,635円ということとなっております。その予算差額の167万4,000円を減額するというものが内容でございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 ゆだ高原駅の公民館部分ですけれども、工事内容としては、公民館部分を壊して、その境を、外壁を直したということでもいいのか。中については、全然手かけないで、その工事が1,700万ということよろしいですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

公民館の部分をしっかり解体をしてしまって、駅舎のみを残すということでございます。当然外壁の補強ですとか、必要な、全部そのまま壊してしまうと、駅舎の強度というものが保てないということがありますので、強度を保つという部分を含めての工事という内容になっていきます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 先ほどのやな場についてなのですけれども、一旦計画を白紙にして、今後同じ槻沢のエリアでどういうふうな活用をできるかということを検討していくみたいな形になるのでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

協議会で出された発言を基にしながら、そういう予算的な部分では無理だというふうに判断いたしましたし、かわまちづくりという事業の中での検討をこれからすると考えた場合も、実際に財源の確保ですとか、そういう部分がはっきりしないとできない。先ほど意見に出されました鮎が実際にいるかどうかというような、まずそういうふうな調査というのもあると思います。ただ、いずれかわまちづくり事業計画でこれまで計画してきたものが計画の予算に基づいて執行していくという流れからいくと、やな場自体を事業の中で検討していくというのは、ちょっとこれは難しいというか、できないというふうには考えています。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ということは、今後想定されることとしては、エリアをつないで川と親しむみたいなのを町内に点在させてという計画だったと思えますけれども、もう既にやな場のところで言うと、下りる道に関しては多少整備が進んだと思えますけれども、そこをさらに手を入れるか、もし

くはちょっとここに関して取りやめようとかという展開もあり得るでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 かわまちづくり事業計画につきましては、4つの地点で今湯本が整備を終え、上野々につきましては国の整備がまだ残っているという部分があって、それが終わると上野々につきましても工事は終了、あとは無地内と天ヶ瀬というような形で進めていく考えでございます。やな場につきましては、湯本エリアというようなことで計画の中には盛り込んでいたのですが、そういう状況の中で事業内容というものを精査しながら、やめるものはやめていくという形で進めてきております。そのようなことから、かわまちづくり事業としてはこれから湯本エリアについて新たに何をするとか、なくするとかというような部分はございません。

以上です。

議長 中村ひとみさん。

4番 私からは、36ページの林業振興費のこちらのほう、民有林整備促進事業、地域林政アドバイザーの報酬の減額ですけれども、地域林政アドバイザーの業務内容と、あとは減額の理由を教えてくださいませんか。

あともう一つ、56ページの繰越明許費の商工費の商工振興費臨時事業ですけれども、これは理由に年度内に事業完了が見込めないとありますけれども、これはもともとそもそも当初計画していたことがあったのか、内容をお聞きいたします。

以上です。

議長 農林課長。

農林課長 ご質問ありがとうございます。36ページの林業振興費、民有林整備促進事業の地域林政アドバイザーの減額についてですけれども、まず地域林政アドバイザーの業務ですけれども、正直これをやるというようなものが決まっているわけではないのですけれども、林業分野というのはどうしてもふだんほかの人たちが分から

ないところがすごく多い分野になっておりまして、それに林業の關係に精通した方、いろいろな中身に精通している方を招聘して、森林環境譲与税をこれ活用しているのですけれども、入ってきてもらって、民有林、町有林、そういった山の管理のほうをお手伝いいただくと、指導もいただくというような形を取っておりました。令和5年度までお一人いたのですけれども、残念ながら、今年の3月末で退職をしてしまいました。その分がまず減額になったということになっております。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 私は、56ページの商工費の商工振興費臨時事業についてお答えいたします。

商工振興費臨時事業1,200万円につきましては、西和賀町のエネルギーの価格高騰緊急支給付金ということで、2月の臨時議会において専決処分ということで承認いただいた内容のものでございまして、要するに物価高騰において光熱費とか燃料費が増加している事業者に対して給付を行います。判定基準といたしましては令和6年12月から令和7年3月と、前年度の同月を比較してというようなことが必要になりますので、まず令和7年4月1日から事業者の申請を受け付けるような形になるということで、繰越しを行う必要があるというものでございます。

以上です。

議長 中村ひとみさん。

4番 観光振興の繰越明許費のほうは理解いたしました。

戻りまして、林政アドバイザーのほうですけれども、令和5年度までいらして、退職されたと言いましたが、退職された理由を教えてくださいませんか。

議長 農林課長。

農林課長 退職した理由は、自己都合ということで、ちょっと分からないのですけれども、ただ

その方、実は以前、地域おこし協力隊で入っていらした方で、地域おこし協力隊が終わった後に、いろいろと指導できるくらいの能力がありましたものですから、地域林政アドバイザーとして残っていただきました。あと、その後、町内に残って、今度は自分で山のほうの作業とか、自分でも山を購入したりとかして作業されて、今も私どもの森林環境教育とか、そういった事業の中でお手伝いをいただいているということでございます。

以上です。

議長 中村ひとみ君。

4番 ありがとうございます。定年かと思って、ちょっと聞いてみたところでした。これから高齢化で、やはり民有地の管理というのが行き届かなくなってくると思いますので、今後も諦めずに林政アドバイザーの確保を、お願いと言ったらあれですけども、検討をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。最後の質問になります。

議長 農林課長。

農林課長 ご質問ありがとうございます。確かに林政アドバイザーをまた招聘できれば非常にいいなと思っているのですが、なかなか全体的にある人手不足というか、そういったこともありますので、ただ例えばの話、県の職員を退職された方とか、林業分野でずっとお仕事されている方というのはやっぱりいらっしゃいますので、そういった方々で来ていただける方がいれば、今後も検討していかなければならないなと思っております。

以上です。

議長 普本歌織君。

3番 52ページ、10款教育費、5項保育園体育費の中の地域スポーツ活動体制整備事業で、休日部活動指導員謝金100万円の減額になっていますが、理由を教えてくださいと、地域スポーツ活動の体制づくりを今進めているところだと思うのですが、進捗をお願いします。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、50ページの休日部活動の指導員の謝金の減額について、理由を説明をしたいと思います。

休日部活動の指導ということでございまして、名前のおり、土曜日、日曜日に各部活の指導ということで、地域の方が基本的には部活を指導すると、先生ではなくてということをやっているのですが、その際に謝金をまずお支払いをするということだったので、当初計画よりも活動回数が減ったということでの減額というのが理由ということになっております。

それから、総合型の地域スポーツクラブの検討状況ということでございますけれども、各関係者を集めての研修会をしたりですとか、あるいは設立に向けての話合い、専門家を招いての研修会等もしましたけれども、そういったことをしながら、徐々に理解を深めてきたということでございます。令和7年度に総合型スポーツクラブ立ち上げたいということで、この場ではないですけども、当然来年度の予算の場所でも詳しくこのお話をするところになるかと思うのですが、それに向けて取組を進めたいということで今動いているといった状況になっております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 私から1件伺います。

同僚議員が質問していますので、その分の以外でちょっと確認というか、質問します。34ページの農業振興費の稲発酵粗飼料生産の補助事業ですけども、研究会という事業主体のようですけども、この研究会というのはいつ組織とかできて、そして研究会に参加されているとか、研究会の組織だとすればメンバーとか、あるいは個人も参加されているのか、この組織はどのような形で研究会ができたのか。

それから、事業補助金の予算計上ですけれど

も、3,445万4,000円という、かなり明細に金額が計上されているのですが、これの計上に当たって機種を選定なり、あるいは見積りされる段階でどのような、いわゆる措置を取ったのか。

それから、機種については、収穫の8月に向けてということで今回の補正予算に計上されたようですが、この機種が購入されて、では8月の収穫期になった場合に、この機種がいわゆる西和賀はホールクroppが今回拡大されてきているけれども、どのように利用されるような状況になるのか、その辺をお伺いします。

議長 農林課長。

農林課長 どうもありがとうございます。まず、ご質問にお答えしたいと思います。

西和賀町発酵粗飼料稲栽培体制研究会の設立についてですけれども、こちらについては令和6年度に設立をされております。一応今のメンバーでございますけれども、現会員は名前をちょっと言うのはあれなのですけれども、町内の集落営農組織とか、あとは大規模な農業経営体さん、それからあと全農いわて、そして町、それから県、中部農業改良普及センター、あとは西和賀サブセンター、あとJAいわて花巻、YUDAミルクということになっております。

補助金の額についてですけれども、補助金の額については、研究会のほうから金額は見積りのほうを頂いておまして、一応まずコンバインが1台、それからベールグラップルつきのローダーが2台ということの内訳で来ております。まず、研究会のほうから今補正予算でご承認いただければ、8月に向けて作業のほうは何とかできるだろうということのお話をいただいております。

利用状況というか、先ほどの同僚議員さんの答弁にもお答えしたのですけれども、いずれ作業の、事業をいっぱいたくさんやるというよりは、研究、収穫とか、あと品種、それから機械を回したりとか作業のほう、そういったものの検証をしていくというのが目的となっております。

すので、当然収穫作業には使われるわけですが、そういったものをこの研究会の中でまずは情報を集めて、そして事業ができるように組み立てていきたいというふうに考えておるものになります。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和6年度西和賀町一般会計補正予算(第9号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

昼食のためここで午後1時5分まで休憩いたします。

午後 零時03分 休 憩

午後 1時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第10、議案第10号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,543万7,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,390万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費2万3,000円の増額、2項1目賦課徴収費2万4,000円の増額は、年度末までの人件費に不足が見込まれることから補正するものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1,442万3,000円の増額は、療養給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、歳入の都道府県繰入金、保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険料繰入金の補正に伴い、財源調整を行うものです。

5款1項1目特定健康診査等事業費135万4,000円の減額は、受診券等発送用封筒の購入に係る経費の増額と事業の精査に伴う減額を調整し、減額をするものです。

6款1項1目財政調整基金積立金226万6,000円の増額は、歳入の国民健康保険税及び基金利子の補正に伴い、財政調整基金に積み立てるものです。

8款2項1目繰出金5万5,000円の増額は、保健事業の実績見込額を精査し、病院会計への繰出金を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税223万9,000円の増額、3款1項1目保険給付費等交付金1,606万4,000円の増額及び4款1項1目利子及び配当金2万7,000円の増額は、収入見込額の精査により増額するものです。

5款1項1目一般会計繰入金10万2,000円の増額及び2項1目基金繰入金299万5,000円の減額は、歳出で説明しました総務費、国民健康保険事業費納付金及び保健事業費の補正に伴い、財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 令和6年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第11、議案第11号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1億55万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金10万円の増額は、保険料納付金額見込額の精査及び保険基盤安定事業費負担金の確定により増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項後期高齢者医療保険料234万8,000円の増額は、保険料の収入見込額の精査により調整するものです。

3款1項1目一般会計繰入金224万8,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 令和6年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

続いて、日程第12、議案第12号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ567万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,746万6,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ958万3,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、初めに保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。

9ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費25万8,000円の増額は、介護保険料等の所得基準見直しに伴う介護保険システムを改修する経費を増額するものです。

2項1目賦課徴収費8万8,000円の減額及び3項介護認定審査会費93万2,000円の減額は、年度末までの職員手当等の見込額や各事業の実績見込額を精査し、補正するものです。

2款1項介護サービス費等諸費から11ページ、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費までの補正の増減額は、それぞれのサービス

給付実績見込額を精査し補正するものです。

2目一般介護予防事業費110万円の減額、3目介護予防ケアマネジメント事業費10万8,000円の増額、2項包括的支援事業・任意事業費76万6,000円の減額、3項包括的支援事業費32万4,000円の減額は、年度末までの職員手当等の見込額や各事業の実績見込額を精査し補正するものです。

12ページを御覧ください。5款1項1目介護給付費準備基金積立金1万7,000円の増額は、基金利子の収入見込額に応じ増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項介護保険料55万8,000円の増額及び7ページ、6款1項1目利子及び配当金1万7,000円の増額は、収入見込額の精査により増額するものです。

6ページに戻りまして、3款1項国庫負担金から8ページ、7款2項基金繰入金までの補正の増減額は、歳出の総務費、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより補正するものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。19ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費は、歳入の介護予防サービス計画費収入及び一般会計繰入金の補正に伴い、財源調整を行うものです。

2款1項1目介護予防支援事業費166万円の減額は、介護保険法改正に伴い、居宅介護支援事業所が居宅介護予防支援事業所として指定を受け介護予防支援計画を作成した場合は、介護報酬を直接請求できることになったことにより、19ページの歳入の介護予防サービス計画費収入の減額と併せて、実績見込みにより補正するものです。

次に、歳入の説明ですが、18ページを御覧ください。2款1項1目一般会計繰入金47万7,000円の減額は、歳出の一般管理費の財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原

案のとおりご決定くださいますよう、よろしく
お願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第12号 令和6年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第13、議案第13号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,036万円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。1

款1項1目温泉施設管理費、14節工事請負費7万5,000円の減額、27節繰入金25万6,000円の減額は、それぞれ事業費の確定によるものです。24節積立金4,000円の増額は、基金利子の額の確定に伴い、温泉開発整備基金に積立てをするものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。2款1項1目利子及び配当金については、温泉開発整備基金利子の確定によるものです。

3款1項1目一般会計繰入金1万3,000円の減額、2項1目基金繰入金24万5,000円の減額は、歳出の補正に伴い財源の調整をするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 令和6年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第14、議案第14号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第14号 令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第5号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の収入において、患者数の減少による入院及び外来収益の減額と、その他医業収益においては介護保険収益及び診断書作成料などのその他医療収益の増額と公衆衛生活動収益性、成人病検診収益及び受託検査施設利用収益の減額を、また医業外収益のうち他会計補助金、その他医業外収益及び県補助金等の増額を行い、合わせて1,794万1,000円を減額し、収益的収入の総額を10億78万2,000円とするものです。

支出においては、給与費及び材料費の減額と、経費のうち修繕費の増額と出張診療費の減額を、諸負担金において岩手県派遣医師給与等負担金の確定に伴う増額により合わせて1,797万2,000円を減額し、収益的支出の総額を10億8,540万7,000円とするものです。

資本的収支予算については、今年度予定しておりました医療機器等の整備、更新に伴う事業費が確定したことから、収支ともに35万6,000円を減額し、資本的収入及び支出の総額をそれぞれ5,599万8,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容につきまして、引き続き私のほうから説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。第1条では、令和6年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるとし、第2条においては、業務の予定量の補正を行っております。

第2条の(2)、年間患者数の入院分でありま

すが、当初予算では1万220人を予定したところでしたが、12月までの実績を勘案し、この人数を下回る見込みとなったことから、1,873人減の8,347人とするものです。外来分につきましては、当初見込みから299人減の2万5,560人とするものです。

(3)の1日平均患者数も、年間患者数に合わせて減としております。

(4)の成人病検診、町から委託を受けている人間ドックであります。こちらも受診者数の減により予定量を見直すものです。

また、(5)、主な建設改良事業については、事業が終了し、事業費が確定したことに伴う減額であります。

第3条では、収益的収入で病院事業収益合計で1,794万1,000円の減額に対し、病院事業費用合計においては1,797万2,000円の減額となりました。この結果、今年度の単年度収支での、いわゆる赤字額ですけれども、当初計画より3万1,000円減の8,462万5,000円となる見込みであります。

第4条は、資本的収支予算において、資本的収入及び支出でそれぞれ35万6,000円の減額を行うものです。

2ページを御覧ください。第5条は、企業債の補正ですが、医療機器等整備事業の事業費の確定に伴い、限度額を変更するものです。

第6条は、今回議会の議決事項に関わる給与費の補正を行ったことに伴い改めるものであります。

第7条は、他会計からの補助金の額の改正、第8条は棚卸資産購入限度額の改正となっております。

続きまして、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。12ページを御覧ください。収益的支出予算の1款1項1目給与費の減額は、年度途中での看護師1名の退職と、同時期に会計年度任用職員として看護師1名の採用による精査のほか、各職種の手当と法定福

利費の減額については12月までの支払い実績と今後の見込みにより精査したものです。

13ページを御覧ください。14節退職給付金の増額は、今年度で退職予定の職員に係る負担金分の増額となります。

2目材料費700万円の減額は、2節診療材料費において、これまでの支払い実績と今後の見込みにより減額するものです。

3目経費のうち、10節修繕費81万5,000円の増額は、病院施設修繕として熱媒水循環ポンプ及び給湯昇温用熱交換機の部品交換整備等で69万9,000円を、医師住宅等修繕において家族棟の電動シャッター修繕に11万6,000円をそれぞれ計上するものです。16節出張診療費500万円の減額は、診療応援の変更や休止があったことにより減額を行うものです。19節諸負担金53万8,000円の増額は、岩手県派遣医師給与費等負担金の額が確定したことによるものです。

14ページを御覧ください。2項1目1節支払利息及び企業債取扱い諸費11万1,000円の増額は、企業債利息の確定によるものです。

10ページにお戻りください。収益的収入について説明いたします。1款1項医業収益7,698万7,000円の減額は、入院及び外来患者数の減と人間ドックの受診者数の減によるものが主なものになりますが、今年度においては5節介護保険収益において訪問及び通所リハビリと居宅療養管理指導が増加していることから150万円の増額を、また6節その他医業収益は老人福祉施設配置医師等受託料の増額と各種診断書や証明書等の発行数が増加していることから44万2,000円の増額を行っております。

11ページを御覧ください。2項医業外収益、2目他会計補助金であります。医業収益のマイナスを補うため、一般会計からの補助金5,729万4,000円の増額をお願いするものであります。

4目長期前受金戻入の増額及び6目県補助金の増額は、今年度分の額の確定によるものです。

5目その他医業外収益150万円の増額は、施設利用料、医師派遣経費及び歯科技工金属売払金の増を見込むものです。

6ページを御覧ください。資本的支出であります。今年度予定しておりました医療機器等の整備、更新に伴う事業費が確定したことから、執行残の35万6,000円を減額するものです。

最後に、5ページ目を御覧ください。資本的収入についてですが、1款1項1目地方債30万円の減額及び2項1目他会計出資金2万3,000円の減額は、医療機器等の整備、更新に伴う事業費の確定によるものです。

4項2目国庫補助金については、電子処方箋管理サービス等関係補助金の確定により3万3,000円を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 9ページの貸借対照表の流動資産ですけれども、当初予算で上げていた流動資産が5億1,991万2,000円に対して5億3,215万ということで、流動資産トータルとしては増えているようですが、一方で現金預金が1億6,000万だったものが1億4,700万円になっていると。それから、未収金の中では、医業外未収金が1億6,100万だったものが1億7,500万、それからその他未収金が4,898万5,000円だったものが8,141万1,000円になっているかと思えますけれども、その中身について教えていただきたいと思えます。

議長 病院事務長。

病院事務長 貸借対照表の部分になりますが、この額につきましては、3月現在の補正の時点での数値になります。ですので、当初予算の部分と比べますと、大きく変更になっているものに

なります。最終的に、令和6年度の決算を締めた後に金額が確定してくるものになりますが、未収金等につきましてはまだ支払い等残っている部分等がありますので、その部分になりますし、現金につきましても診療報酬等の部分で今後入ってくるものもありますので、そんなに、当初に比べますと金額は減少しておりますが、最終的には同様というかになってくる金額になるものと認識しておりました。

議長 真嶋実君。

2番 一応確認です。今未収のところでもまだ払っていないというふうな表現がありましたけれども、受けるほうで、特にその他とかいう形の部分も大きなものがあるので、収入の見込みについては確かなものが入っているということでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えします。

未収金、病院の支払い等という収入、支出の部分になりますと、例えば前月、今月でありますと2か月後ぐらいに収入として診療報酬等入ってくる部分がありますし、あと薬や材料費等も同様の部分になりますので、そのお支払いの部分で計上しているものになります。

議長 病院事務長、支払いの関係は、未収ではないだろうから、今聞いているのは未収の話だから、流動資産の未収の部分だから。

(まだもらっていないのかの声)

病院事務長 すみません。未収金につきましては、これから入ってくる金額になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 令和6年度町立西和賀さわうち

病院事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第15、議案第15号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第15号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては、水道事業収益について既決予定額3億6,650万9,000円から415万3,000円を減額し、収入の総額を3億6,235万6,000円に、支出においては、水道事業費用について既決予定額4億678万2,000円から147万4,000円を減額し、支出の総額を4億530万8,000円にしようとするものです。

第3条では、資本的収益及び支出の予定額の補正を定めており、資本的収入について既決予定額2億3,785万3,000円に97万8,000円を増額し、収入の総額を2億3,883万1,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。資本的支出について既決予定額4億1,786万4,000円から122万1,000円を減額し、支出の総額を4億1,664万3,000円にしようとするものです。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費について既決予定額2,696万4,000円から

114万5,000円を減額し、2,581万9,000円に改めるものです。

第5条では、他会計からの補助金の額1億8,232万1,000円を1億8,028万円に改めるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。9ページを御覧ください。収入から説明いたします。1款1項1目給水収益については、水道料金の収入見込額の精査により262万7,000円を減額するものです。

2項2目他会計補助金については、繰り出し基準に基づき、一般会計からの補助金を204万2,000円減額するものです。

3目長期前受金戻入については、他会計負担金戻入51万5,000円を増額するものです。

10ページを御覧ください。支出について説明いたします。1款1項1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費及び3目総係費については、事業費の確定及び人件費の精査により調整するものです。

4目減価償却費、有形固定資産減価償却費については、事業精査により9万8,000円を増額し、無形固定資産減価償却費についても同様に41万7,000円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。11ページを御覧ください。収入について、1款1項1目他会計出資金、一般会計出資金97万8,000円を増額は、事業費の確定に伴い調整するものです。

次に、支出についてですが、1款2項1目水道施設改良費、工事請負費59万4,000円の減額、2目配水管布設替事業費、委託料62万7,000円

の減額は、共に事業費の確定に伴うものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第15号 令和6年度西和賀町水道事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第16、議案第16号 令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第16号 令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条では、令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては、下水道事業収益について既決予定額4億3,133万2,000円から5,524万4,000円を減額し、収入の総額を3億7,608万8,000円に、支出においては、下水道事業費用について既決予定額4億9,766万4,000円

から281万円を減額し、支出の総額を4億9,485万4,000円にしようとするものです。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、資本的収入について既決予定額2億9,976万2,000円から1,432万5,000円を減額し、収入の総額を2億8,543万7,000円にしようとするものです。

2ページを御覧ください。資本的支出について既決予定額3億83万7,000円から1,575万3,000円を減額し、支出の総額を2億8,508万4,000円にしようとするものです。

第4条では、企業債について、特定地域生活排水処理施設整備事業として限度額1,530万円を240万円に補正するものです。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費について既決予定額1,735万1,000円から35万2,000円を減額し、1,699万9,000円に改めるものです。

3ページを御覧ください。第6条では、他会計からの補助金の額3億3,952万2,000円を1億3,798万6,000円に改めるものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。12ページをお開きください。収入から説明いたします。1款1項1目下水道使用料329万3,000円の減額、2目農業集落排水施設使用料29万2,000円の増額及び3目戸別浄化槽施設使用料17万3,000円の増額は、収入見込額の精査により調整するものです。

2項1目受入利息及び配当金1,000円の増額は、預金利息の収入見込額に伴うものです。

2目他会計補助金については、繰り出し基準

に基づき、一般会計からの補助金93万円を増額するものです。

3目補助金230万円の減額及び4目長期前受金戻入5,104万7,000円の減額については、事業費の確定などに伴い調整するものです。

13ページを御覧ください。支出について説明いたします。1款1項1目処理場費、通信運搬費19万4,000円の増額は、予算に不足が見込まれることから増額するもので、委託料236万4,000円の減額は事業費の確定に伴い減額するものです。

4目総係費484万6,000円の減額は、事業費確定に伴う調整などとなります。

5目減価償却費、有形固定資産減価償却費については、事業精査により89万円を減額、無形固定資産減価償却費についても、同様に204万8,000円を減額するものです。

2項1目企業債利息54万6,000円の増額と2目消費税及び地方消費税500万円の増額は、額の確定に伴い、不足分をそれぞれ増額するものです。

3項1目その他特別損失159万8,000円の増額は、令和5年度の消費税等に係る措置で、令和6年度から本事業が公営企業会計化したことに伴い発生するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予算額の内容について説明いたします。15ページを御覧ください。収入について、1款1項1目企業債から5項1目基金取崩収入までの1,432万5,000円の減額は、事業費の確定に伴い調整を行うものです。

次に、支出についてですが、16ページを御覧ください。1款1項1目管路施設整備費88万1,000円の減額、2目浄化槽整備費1,501万円の減額は、事業費の確定に伴うものです。

3項1目基金積立金13万8,000円の増額は、収入の県補助金分を基金に積み立てるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく

お願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第16号 令和6年度西和賀町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

審査の途中ではありますが、2時まで休憩いたします。

午後 1時51分 休 憩

午後 2時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第17、議案第25号から議案第29号までは関連がありますので、一括で上程して議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま一括上程されました議案第25号から議案第29号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、提案理由を申し上げます。

この計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて、交通条件や自然的、経済的あるいは文化的諸条件に恵まれず、他地域と比較して生活文化水準が低い山間地域等の地域において、他地域との生活文化水準の格差を是正するた

め、公共的施設の総合的な整備のための財政上の計画として定めるものであります。

本町におきましては、令和6年度までの計画期間で6地区の総合整備計画を定め、公共的施設の整備を進めてきたところですが、計画期間が満了することに伴い、新たに令和7年度から11年度までの5年間の総合整備計画を定める必要があることから、それぞれ提案するものであります。なお、この総合整備計画に定められた事業につきましても、元利償還額の80%が普通交付税に算入される辺地対策事業債の充当が可能で、町の財政運営上の観点からも効果があるものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私から議案第25号から議案第29号までの詳細について説明をいたします。

令和6年度までの計画期間で6地区の総合整備計画を定めていたところではありますが、このうち柳沢地区については令和6年4月1日現在の人口が50人未満となり、辺地の対象外地域となったことから、今回総合整備計画を定める地区は下前地区、左草地区、貝沢地区、若畑地区、両沢地区の5地区であります。

最初に、各総合整備計画の共通的な部分の説明をいたします。議案第25号の2枚目、総合整備計画書を御覧ください。1、辺地の概況の(1)は、辺地を構成する町または字の名称、(2)は辺地の中心の位置、(3)は辺地における辺地度点数を記載しております。辺地度点数といいますのは、辺地の中心から駅またはバス停留所、小中高等学校、医療機関、役場庁舎までのそれぞれの距離及び地域の生活状況を点数化したもので、合計が100点以上の場合、辺地対象地域として総合整備計画を策定することができるというものであります。

次に、2、公共的施設の整備を必要とする事情には、辺地の位置や特徴及び整備の必要な公共的施設について記載しているものです。

次に、3、公共的施設の整備計画には、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とし、その間に計画する事業内容を記載しております。

それでは、辺地ごとの計画について説明いたしますが、1、辺地の概況及び2、公共的施設の整備を必要とする事情については、説明を省略させていただき、3、公共的施設の整備計画について説明いたします。今御覧いただいております議案第25号の下前辺地ですが、下水処理施設は個別浄化槽の整備で事業費360万円、事業費のうち100万円を辺地債で見込んでおります。

次のページには、辺地区域の地図に施工箇所を示しております。

次に、議案第26号の左草辺地を御覧ください。市町村道橋梁は、町道下左草1号線15号橋の改修事業で、事業費4,000万円、事業費のうち1,360万円を辺地債で見込んでいます。

次に、議案第27号、貝沢辺地を御覧ください。市町村道橋梁は、町道大木原線の防雪柵設置事業及び町道貝沢線貝沢1号橋など2橋の改修事業で、事業費1億1,100万円、事業費のうち7,400万円を辺地債で見込んでおります。消防施設は小型動力ポンプ付積載車の購入で事業費1,000万円、事業費の全額を辺地債で見込んでおります。

次に、議案第28号、若畑辺地を御覧ください。市町村道橋梁は、町道大杉沢線若畑橋など2橋の改修事業で、事業費7,600万円、事業費のうち2,580万円を辺地債で見込んでおります。

最後に、議案第29号、両沢辺地を御覧ください。下水処理施設は、個別浄化槽の整備で事業費360万円、事業費のうち100万円を辺地債で見込んでおります。

以上で議案第25号から議案第29号までの説明

を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は一括で、討論と表決はそれぞれ議案ごとに行います。

これから質疑を行います。質疑される場合は、議案番号を明示してください。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論及び表決であります。討論及び表決は議案ごとに行います。

初めに、議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（下前辺地）は討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（下前辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（左草辺地）は討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（左草辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（貝沢辺地）は討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（貝沢辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（若畑辺地）は討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（若畑辺地）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて（両沢辺地）は討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて(両沢辺地)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第22、議案第30号 新自治体建設計画を変更することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第30号 新自治体建設計画を変更することについて提案理由を申し上げます。

東日本大震災等に伴う合併市町村に関わる地方債の特例に関する法律第2条の規定により、岩手県においては、合併特例債を起こすことができる期間が合併した年度を含め25年度までとされているところですが、その適用を受けるための新自治体建設計画の計画期間が現計画では令和6年度までの20年間となっております。このため、法律に定める期間を最大限有効に活用することを目的として、新自治体建設計画を変更するものであります。

計画の変更の詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、私のほうからただいま上程されました議案第30号 新自治体建設計画を変更することについて、変更の内容等を説明いたします。

新自治体建設計画(第3回変更)を御覧ください。この計画は、今回の変更部分を整理した変更の建設計画となります。建設計画は、48ペ

ージまでとなっております、その後ろに新自治体建設計画の新旧対照表をつけております。字が細かい資料となって申し訳ございませんが、変更の主な内容について、新旧対照表に基づいて説明をいたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。この新旧対照表は、表題左側から建設計画の該当ページ、項目、変更後、変更前の順になっております。建設計画2ページの項目欄第1章、建設計画策定の趣旨、2、計画策定の方針、右側に移って(3)、計画の期間の項目です。一番右側の列、変更前、平成17年度から平成36年度までの20年間を、真ん中の列変更後、平成17年度から令和11年度までの25年間に計画期間を変更しようとするものです。

以下、建設計画の4ページの第2章、地域の概況と主要指標の見通し、2、人口と世帯数、(1)、人口の項目から新旧対照表の3ページの中段、建設計画の13ページ、3の産業の項目までについては、平成30年の第2回変更時から統計データなどの数値を用いて記載内容を現時点の数値などに整理、修正したものです。

新旧対照表の3ページを御覧ください。下段、建設計画の23、24ページ、第5章、新自治体建設計画、1、新自治体の主要施策、(1)、保健医療福祉、誰もが安心してその人らしく健やかに暮らすための項目については、合併特例債の活用を予定している事業を新たに記載しております。

1)、乳幼児から老人まで健康で長生きできる環境づくりについて、「健康づくり等の拠点施設として保健センターの整備を検討し」の次に「併せて、こども家庭センター」を加え、下の表の事業の概要に「こども家庭センター、地域包括支援センターの整備」を新たに記載しております。

新旧対照表の4ページ以降、建設計画の26ページ以降の項目については、それぞれ時点修正等による変更となっております。

以上で内容の説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第30号 新自治体建設計画を変更することについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日の一般質問は3人を予定しています。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後 2時17分 散 会